

議案第13号

新居浜市企業立地促進条例の一部を改正する条例の制定について

新居浜市企業立地促進条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成26年2月24日提出

新居浜市長 石川 勝行

新居浜市企業立地促進条例の一部を改正する条例

新居浜市企業立地促進条例（平成14年条例第10号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第3号を次のように改める。

（3）成長分野促進奨励金

第4条第1項中第5号を削り、第6号を第5号とし、同条第2項中「前項第4号及び第5号」を「前項第4号」に改める。

第7条第3項中「低炭素型事業促進奨励金」を「成長分野促進奨励金」に改める。

第11条中「5,000万円」を「1億円」に改める。

附則第1項中「平成26年3月31日」を「平成29年3月31日」に改める。

別表1の項中「3億円」を「5億円」に、

「

（2）企業の立地に伴う新規 雇用従業員が10人以上 20人（中小企業者に あっては5人以上10 人）未満のとき。	投下固定資産総額について 市が評価した額の100分 の2.8以内の額
--	--

(3) 企業の立地に伴う新規雇用従業員が5人以上10人未満（中小企業者にあつては5人未満）のとき。	投下固定資産総額について市が評価した額の100分の1.4以内の額
(4) 企業の立地に伴う新規雇用従業員が5人未満のとき。	投下固定資産総額について市が評価した額の100分の0.7以内の額

」を

「

(2) 企業の立地に伴う新規雇用従業員が20人（中小企業者にあつては10人）未満のとき。	投下固定資産総額について市が評価した額の100分の2.8以内の額
--	----------------------------------

」に改め、

同表3の項を次のように改める。

3	成長分野促進奨励金	規則で定める成長分野に関連する事業の展開に伴う企業の立地をしたとき。	投下固定資産総額について市が評価した額の100分の2.8以内の額	2億円
---	-----------	------------------------------------	----------------------------------	-----

別表4の項中「3,000万円」を「5,000万円」に改め、同表中5の項を削り、6の項を5の項とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。ただし、附則第1項の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に改正前の新居浜市企業立地促進条例の規定により適用事業所の指定を受けている企業及び当該指定の申請を行っている企業については、なお従

前の例による。

提案理由

企業立地に対する奨励措置の見直しを行い、平成28年度まで期間を延長するとともに、新たな奨励措置を設けることにより企業の立地を促進し、本市の産業の振興と雇用の拡大を図るため、本案を提出する。